

介護報酬の返還に係る考え方

次のような場合については本来、請求権が発生しないと考えられ、介護報酬の全額返還もあり得るので、十分留意すること。

- ① 事業者指定当初から人員基準を満たしていなかった場合。（虚偽の指定申請）
- ② サービス提供責任者等、人員基準上規定されているが減算の規定がない職種について、実地指導等の際に人員基準違反が確認され、改善の指導を行ったにもかかわらず、再指導等の際に指導に従わず改善されていないことが確認された場合。
※ 必要となる職種に対して、全く人員を配置していない場合には、確認された時点で全額返還を指示することもある。
- ③ 運営指導等において、看護職員等、減算規定がある職種の人員基準違反を指摘し、自主返還が生じた事業所であって、再指導等の際に指導に従わず改善されていないことが確認された場合。
- ④ 訪問介護計画や通所介護計画など、介護報酬請求の根拠となる各種サービス計画の未作成等が確認され、改善の指導を行ったにもかかわらず、再指導等の際に指導に従わず改善されていないことが確認された場合。
※ 著しく悪質で不正な請求と認められる場合については、介護保険法第22条第3項に基づき返還させる介護報酬の額に100分の40を乗じて得た額を徴収するとともに、詐欺罪に該当すると考えられる場合は事業者の告発を行うことも検討する。

◎ 介護報酬の返還に際し市町村が不正利得と判断し返還させる額に100分の40を乗じて得た額の支払いを命じた事例

- ① 前回指摘と同様の誤りがあった場合
 - ◇ 前回指導時において自主返還したところであるのに、再度の実地指導においても同じ誤りが確認されたケース
- ② 虚偽の指定申請が行われていたことが判明した場合
 - ◇ 事業者指定において提出された申請書中に、常勤専従のサービス提供責任者として記載されていた者が、実際には事業所に勤務していなかったことが判明したケース
(指定取消とともに指定当初に遡り介護報酬を全額返還指示)